



埼玉県

令和7年度 実務担当者研修



一般社団法人
埼玉県環境産業
振興協会
Saitama Industrial Waste
Management Association

コース5

廃棄物処理法における 委託契約と マニフェスト制度コース (排出事業者・処理業者用)

一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会
金子亮

廃棄物処理法における 委託契約とマニフェスト制度

一般社団法人埼玉県環境産業振興協会

金子 亮



この研修の構成

- 3～11頁 廃棄物処理法の基礎知識
- 12～49頁 委託契約
- 50～73頁 マニフェスト制度
- 74～80頁 最近の埼玉県のトピック（審査事務の改正）



廃棄物処理法における委託契約とマニフェスト制度

廃棄物処理法の基礎知識



廃棄物処理法とは、どのような法律か？

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- 廃掃法（はいそうほう）とも略される
- 日本の廃棄物処理に関する一般法 実質160条
- 廃棄物処理法律（法） [全34条]
- 廃棄物処理法施行令（政令） [全28条] 実質411条！
- 廃棄物処理法施行規則（省令） [全21条]
- その他告示や通知が多数



法律、政令、省令

種類	制定権者	内容	廃棄物処理法
法律	国会	憲法の次に効力を持つルールで、あらゆる事項に及ぶもの	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
政令 [施行令] [令]	内閣	法律を施行するのに必要な規定をまとめて制定したもの	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令 (昭和46年9月23日政令第300号)
省令 [施行規則] [規則]	各省大臣	各省大臣が、主任の行政事務について、法律または政令を施行するため、その機関の命令として発するもの	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則 (昭和46年11月30日厚生省令第32号)
条例	地方議会	地方公共団体が国の法律とは別に定める自主法。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行細則



産業廃棄物とは何か？

I-4 産業廃棄物の種類（20種類）

種類	具体例（主なもの）
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃えがら 石炭がら、焼却の残灰
	(2) 汚泥 廃水処理後及び各種製造業の生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、洗車場汚泥、建設汚泥など
	(3) 廃油 鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸 写真定着液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ 写真現像液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類 合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等
	(7) ゴムくず 生ゴムくず、天然ゴムくず
	(8) 金属くず 銅鉄又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ガラス類（板ガラス等）くず、製品の製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、レンガくず、インターロッキングくず、セメントくず、モルタルくず、陶磁器くず
	(10) 鉛さい 鉛物廃砂、電気炉等溶融炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類 工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片等
	(12) ばいじん 大気汚染防止法に定めるばいじん発生施設、DXN対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集塵施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去によって生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去によって生じたもの）、木材・木製品製造業（家具製造業を含む）及び物品貯蔵業から生ずる木片等、貨物の流通のために使用したパレット等（あらゆる事業活動に伴うもの）
	(15) 繊維くず 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去によって生じたもの）、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ず木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ 食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生じるあめかす、のりかす等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物 と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿 畜産農業から排出される牛、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体 畜産農業から排出される牛、豚、めん羊、にわとり等の死体
	(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの

出典：実務担当者研修 法律研修コース（排出事業者向け）

坂本啓多郎 講師 資料



■ 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律および政令で定められた20種類

■ 産業廃棄物以外は一般廃棄物

産業廃棄物とは何か？

I-5 産業廃棄物と事業系一般廃棄物

種類	産業廃棄物（特定の事業活動）	事業系一般廃棄物
紙くず	建設業が行う工作物の新築・改築・除去に伴う紙くず、パルプ製造工場、製紙工場、印刷・製本工場などから排出される紙くず	左記以外の工場、事務所、商店、飲食店、公共的施設などから排出される紙くず
木くず	建設業が行う工作物の新築・改築・除去に伴う木くず、木製品・家具製造工場、リース会社などから排出される端材、木製家具など貨物流通のために使用した木製パレット（あらゆる事業活動に伴うもの）	オフィスから排出される木製家具等や造園業から排出される剪定枝、枯葉類
繊維くず	建設業が行う工作物の新築・改築・除去に伴う天然繊維くず、繊維工場から排出される天然繊維くず（合成繊維くずは全て廃プラスチック類）	左記以外の工場、病院などから排出される天然繊維くず（ウェス、包帯など）
動植物性残さ	食品工場、医薬品工場などから排出される動植物性の固形状不要物	飲食店から排出される残飯類、コンビニから排出される売残り食品で廃棄物となったものなど
動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場から排出される獸畜・食鳥に係る固形不要物	食肉店から排出される動物系固形不要物など
動物のふん尿・死体	畜産農業、と畜場などから排出される動物のふん尿・死体	研究所から排出される実験用動物などのふん尿・死体

注) 紙くず、木くず、繊維くずで、PCBが塗布され、または染み込んだものは、事業活動の種類に関係なく産業廃棄物であり、特別管理産業廃棄物となる。

出典：実務担当者研修 法律研修コース（排出事業者向け）
坂本啓多郎 講師 資料



■ 産業廃棄物以外は一般廃棄物

法第2条

2 この法律において、「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

廃棄物を処理したいのだが、市に電話をしたら、こちらを紹介された。

自宅で車のオイル交換をして出た廃オイル

自宅のDIYで出てきたがれき類

↑ 事業活動ではないので一般廃棄物

工場から出た木製の机

飲食店から出た野菜くず

↑ 特定の業種ではないので一般廃棄物
【事業系一般廃棄物】



産業廃棄物はどのように処理するのか？

- 排出事業者は、その産業廃棄物を**自ら処理**しなければならない。
- 排出事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、**許可業者等に委託**しなければならない。



産業廃棄物はどのように処理するのか？

- 排出事業者は、その産業廃棄物を**自ら処理**しなければならない。



【法第11条（第1項）】

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

【法第3条（第1項）】

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を**自らの責任において適正に処理**しなければならない。



産業廃棄物はどのように処理するのか？

- 排出事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、**許可業者等に委託しなければならない。**



【法第12条第5項】条文

事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従つて行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項並びに次条第五項から第七項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。



産業廃棄物はどのように処理するのか？

■ 法第12条と第12条の2

内容	第12条	第12条の2
見出し	事業者の処理	事業者の <u>特別管理産業廃棄物</u> に係る処理
処理基準	第1項	第1項
保管基準	第2項	第2項
事業場外保管関係	第3項、第4項	第3項、第4項
委託関係（委託基準）	第5項、第6項、第7項	第5項、第6項、第7項
処理責任者	第8項	第8項、 第9項
多量排出事業者	第9項～第12項	第10項～第13項
帳簿	第13項	第14項



廃棄物処理法における委託契約とマニフェスト制度

委託契約



法第12条第5項

- 排出事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、**許可業者等に委託**しなければならない。



【法第12条第5項】条文

事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従つて行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項並びに次条第五項から第七項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。



法第12条第5項

- 排出事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、**許可業者等に委託しなければならない。**



【法第12条第5項】条文

事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従つて行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項並びに次条第五項から第七項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。



環境省令で定める者

(産業廃棄物の運搬を委託できる者)

第8条の2の8 法第12条第5項の環境省令で定める産業廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする。

- 一 市町村又は都道府県 (法第11条第2項又は第3項の規定により産業廃棄物の収集又は運搬をその事務として行う場合に限る。)
- 二 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者
- 三 第9条各号に掲げる者
- 四 法第15条の4の2第1項の認定を受けた者 (当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限る。) [再生利用認定事業者]
- 五 法第15条の4の3第1項の認定を受けた者 (当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る運搬を業として行う者 (同条第2項第2号に規定する者である者に限る。) を含む。) [広域的処理認定事業者]
- 六 法第15条の4の4第1項の認定を受けた者 (当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限る。) [無害化処理認定事業者]

第9条で、産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者が14定められている

(産業廃棄物の処分を委託できる者)

第8条の3 法第12条第5項の環境省令で定める産業廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。

- 一 市町村又は都道府県 (法第11条第2項又は第3項の規定により産業廃棄物の処分をその事務として行う場合に限る。)
- 二 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者
- 三 第10条の3各号に掲げる者
- 四 法第15条の4の2第1項の認定を受けた者 (当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限る。)
- 五 法第15条の4の3第1項の認定を受けた者 (当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る処分を業として行う者 (同条第2項第2号に規定する者である者に限る。) を含む。)
- 六 法第15条の4の4第1項の認定を受けた者 (当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限る。)



法第12条第5項

- 排出事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、**許可業者等に委託しなければならない。**



【法第12条第5項】条文

事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従つて行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項並びに次条第五項から第七項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。



委託のやり方

■ 【法第12条第6項】条文

事業者は、前項の規定によりその**産業廃棄物**の運搬又は処分を委託する場合には、**政令で定める基準**に従わなければならぬ。

第5項

委託基準

「政令」とは、「廃棄物処理法施行令」「令」



ここまでまとめ

■ 廃棄物処理法の建付け

産業廃棄物は、排出事業者が自ら処理することが原則

ただし、許可業者等に委託することも可能
(運搬は収集運搬業者に、処分は処分業者に、それぞれ委託)

委託する場合は、「委託基準」に従うこと

委託契約



委託基準

- 【令第6条の2】法第12条第6項の政令で定める基準は、次のとおりとする。事前に 委託基準

- 一 産業廃棄物の運搬にあつては、委託しようとする産業廃棄物の運搬が事業の範囲に含まれている収集運搬業者に委託すること。
- 二 産業廃棄物の処分にあつては、委託しようとする産業廃棄物の処分が事業の範囲に含まれている処分業者に委託すること。

三 (略) 輸入廃棄物

- 四 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。(抜粋、全文は次ページ)

- 五 委託契約書をその契約の終了の日から5年間保存すること。
- 六 (略) 再委託承諾



【令第6条の2】四号全文

①書面で契約

四 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、**環境省令**で定める書面が添付されていること。

イ 委託する産業廃棄物の種類及び数量

ロ 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地

ハ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力

ニ 産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合において、当該産業廃棄物が法第十五条の四の五第一項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨

ホ 産業廃棄物の処分（最終処分（法第十二条第五項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）を除く。）を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力

ヘ その他**環境省令**で定める事項

②添付書類

④もっと細かい記載事項

「政令」とは、「廃棄物処理法施行令」「令」

「環境省令」とは、「廃棄物処理法施行規則」「規則」



環境省令で定める書面（添付書類）



許可証の写し

(委託契約書に添付すべき書面)

【規則第8条の4】 令第6条の2第四号 (令第6条の12第四号の規定によりその例によることとされる場合を含む。) の環境省令で定める書面は、次の各号に掲げる委託契約書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 産業廃棄物の運搬に係る委託契約書 第10条の2に規定する許可証の写し、令第7条の6において準用する令第5条の7に規定する認定証の写し、令第7条の8において準用する令第5条の9に規定する認定証の写し、令第7条の10において準用する令第5条の11に規定する認定証の写しその他受託者が他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面

二 産業廃棄物の処分又は再生に係る委託契約書 第10条の6に規定する許可証の写し、令第7条の6において準用する令第5条の7に規定する認定証の写し、令第7条の8において準用する令第5条の9に規定する認定証の写し、令第7条の10において準用する令第5条の11に規定する認定証の写しその他受託者が他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面



環境省令で定める事項

(委託契約に含まれるべき事項)

【規則第8条の4の2】令第6条の2第四号へ（令第六条の十二第四号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委託契約の有効期間
- 二 委託者が受託者に支払う料金
- 三 受託者が産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を受けた者である場合には、その事業の範囲
- 四 産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあつては、受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限
- 五 前号の場合において、当該委託契約に係る産業廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項
- 六 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
 - イ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - ロ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
 - ハ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - ニ 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であつて、日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項
 - (1) 廃パーソナルコンピュータ (2) 廃ユニット形エアコンディショナー (3) 廃テレビジョン受信機
 - (4) 廃電子レンジ (5) 廃衣類乾燥機 (6) 廃電気冷蔵庫 (7) 廃電気洗濯機
 - ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
ヘ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- 七 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があつた場合の当該情報の伝達方法に関する事項
- 八 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- 九 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項



委託契約書の例（埼玉県HP）

産業廃棄物の取扱いについて「排出事業者の処理責任」

排出事業者として産業廃棄物を処理する際に生じる責任等について説明したページです。

- 委託契約書様式例
- 問合せ先
- パンフレットと様式

廃棄物とは

廃棄物には、産業廃棄物と一般廃棄物があります。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/sanpai-haisyutsu.html#youshiki>

（参考様式）

産業廃棄物処分委託契約書（例）

年 月 日

排出事業者	住 所
	氏 名 (法人のときは、その所在地、名称及び代表者名)
処 分 業 者	住 所
	氏 名 (法人のときは、その所在地、名称及び代表者名)

上記排出事業者（以下「甲」といいます。）と処分業者（以下「乙」といいます。）とは、甲の事業場から排出される産業廃棄物の処分に關し、次のとおり契約を締結する。

（A）電子契約の場合
書面による契約の場合は削除すること

（B）書面による契約の場合
（電子契約の場合は削除すること）

（注）（A）は電子契約の場合に、（B）は書面による契約の場合に使用すること。

（委託の基準）

第1条 甲は、産業廃棄物の処分を委託するに当たっては、産業廃棄物処分業の許可を有し、甲の産業廃棄物の処分を事業範囲とする乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 前項の規定に基づき処分を委託する産業廃棄物に係る乙の事業範囲は、次のとおりとする。

（1）中間処理又は最終処分の事業の区分
（中間処理・最終処分）

（2）取り扱う産業廃棄物の種類及びその種類ごとの焼却処分、埋立処分などの中間処理又は最終処分の内容

取り扱う産業廃棄物の種類	中間処理又は最終処分の内容
--------------	---------------

3 乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しをこの契約書に添付する。また、乙は、許可内容に変更を生じたとき、許可の更新の申請をしたとき又は許可の更新がされたときは、甲に対して速やかに通知し、かつ、変更後の許可証、更新申請書又は更新後の許可証の写しを提出しなければならない。

（産業廃棄物の種類、数量及び処分場所の所在地等）

第2条 甲が乙に対して処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分場所（処理施設）の所在地等については、別表とおりとする。

別表

廃棄物の種類	契約（処分）単価	数量	処分方法	処理能力	処分場所の所在地
1				上段：中間処分	下段：最終処分
2					



委託契約書の当事者

■ 排出事業者と処理業者の代表者

- ・ 株式会社の場合は代表取締役
- ・ 財団法人、学校法人、協同組合の場合は代表理事など
- ・ 自治体の場合は首長

■ 支店長、営業所長等も可

■ 代表者から契約締結権限の委任を受けた者

- ・ 代表者以外が契約当事者として行った契約であっても、法人として行った契約であることには変わりなく、法人の処理責任を逃れるものではない。
- ・ 契約の当事者は、廃棄物処理法上の「政令使用人」となり、許可の欠格要件が適用される。



委託契約書の記載事項（まとめ）

■収集運搬・処分に共通の記載事項

1. 委託する産業廃棄物の種類及び数量
2. 委託契約の有効期間
3. 委託者が受託者に支払う料金
4. 受託者（廃棄物処理業）の事業の範囲
5. 委託者からの適正処理に必要な情報
 - ア 性状及び荷姿に関する情報
 - イ 通常の保管で、腐敗・揮発などの性状変化がある場合の情報
 - ウ 他の廃棄物との混合などにより生ずる支障の性状
 - エ JISC0950に規定する含有マークの表示に関する事項
 - オ 石綿含有産業廃棄物、水銀含有産業廃棄物または含有ばいじんなどが含まれる場合はその旨
 - カ その他取扱いの際に注意すべき事項
6. 上記5.の内容に変更があった場合の情報伝達に関する事項
7. 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
8. 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い

■収集運搬の場合

1. 運搬の最終目的地
2. 積替え又は保管に関する事項（収集運搬業者が積替え、保管を行う場合に限る）
 - ・積替え保管場所の所在地
 - ・積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類
 - ・積替えのための保管上限

3. 安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否など

「委託基準違反」

「処分又は再生の場合」

1. 許可を受けて輸入された廃棄物を取り扱う場合には、その旨
2. 処分又は再生の場所の所在地、処分又は再生の方法及び処分又は再生の施設の処理能力
3. 最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分施設の処理能力

■添付書類

1. 許可証の写し



委託契約書の記載事項（収集運搬・処分に共通）

■収集運搬・処分に共通の記載事項

1. 委託する産業廃棄物の種類及び数量
2. 委託契約の有効期間
3. 委託者が受託者に支払う料金
4. 受託者（廃棄物処理業）の事業の範囲
5. 委託者からの適正処理に必要な情報
 - ア 性状及び荷姿に関する情報
 - イ 通常の保管で、腐敗・揮発などの性状変化がある場合の情報
 - ウ 他の廃棄物との混合などにより生ずる支障などの情報
 - エ JISC0950に規定する含有マークの表示に関する事項
 - オ 石綿含有産業廃棄物、水銀含有産業廃棄物または水銀含有ばいじんなどが含まれる場合はその旨
 - カ その他取扱いの際に注意すべき事項
6. 上記5.の内容に変更があった場合の情報伝達に関する事項
7. 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
8. 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い

1. 委託する産業廃棄物の種類及び数量

「種類」とは、20種類の品目のこと。（例：燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等）

「シュレッダーダスト」や「安定型混合廃棄物」、「管理型混合廃棄物」でも可

「数量」とは、計量した数量が基本だが、種類に応じて、車両台数や容器個数でも可



委託契約書の記載事項（収集運搬・処分に共通）

■収集運搬・処分に共通の記載事項

1. 委託する産業廃棄物の種類及び数量
2. 委託契約の有効期間
3. 委託者が受託者に支払う料金
4. 受託者（廃棄物処理業）の事業の範囲
5. 委託者からの適正処理に必要な情報
 - ア 性状及び荷姿に関する情報
 - イ 通常の保管で、腐敗・揮発などの性状変化がある場合の情報
 - ウ 他の廃棄物との混合などにより生ずる支障などの情報
 - エ JISC0950に規定する含有マークの表示に関する事項
 - オ 石綿含有産業廃棄物、水銀含有産業廃棄物または水銀含有ばいじんなどが含まれる場合はその旨
 - カ その他取扱いの際に注意すべき事項
6. 上記5.の内容に変更があった場合の情報伝達に関する事項
7. 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
8. 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い

2. 委託契約の有効期間

委託契約の開始年月日と終了年月日を記載

いわゆる、契約期間



委託契約書の記載事項（収集運搬・処分に共通）

■収集運搬・処分に共通の記載事項

1. 委託する産業廃棄物の種類及び数量
2. 委託契約の有効期間
3. 委託者が受託者に支払う料金
4. 受託者（廃棄物処理業）の事業の範囲
5. 委託者からの適正処理に必要な情報
 - ア 性状及び荷姿に関する情報
 - イ 通常の保管で、腐敗・揮発などの性状変化がある場合の情報
 - ウ 他の廃棄物との混合などにより生ずる支障などの情報
 - エ JISC0950に規定する含有マークの表示に関する事項
 - オ 石綿含有産業廃棄物、水銀含有産業廃棄物または水銀含有ばいじんなどが含まれる場合はその旨
 - カ その他取扱いの際に注意すべき事項
6. 上記5.の内容に変更があった場合の情報伝達に関する事項
7. 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
8. 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い

3. 委託者が受託者に支払う料金

いわゆる処理料金のこと

料金総額のほか、1か月当たり、単位廃棄物量当たり、トラック1台当たり、運搬1回当たりの料金も可

明確に記載することが重要



委託契約書の記載事項（収集運搬・処分に共通）

■収集運搬・処分に共通の記載事項

1. 委託する産業廃棄物の種類及び数量
2. 委託契約の有効期間
3. 委託者が受託者に支払う料金
4. 受託者（廃棄物処理業）の事業の範囲
5. 委託者からの適正処理に必要な情報
 - ア 性状及び荷姿に関する情報
 - イ 通常の保管で、腐敗・揮発などの性状変化がある場合の情報
 - ウ 他の廃棄物との混合などにより生ずる支障などの情報
 - エ JISC0950に規定する含有マークの表示に関する事項
 - オ 石綿含有産業廃棄物、水銀含有産業廃棄物または水銀含有ばいじんなどが含まれる場合はその旨
 - カ その他取扱いの際に注意すべき事項
6. 上記5.の内容に変更があった場合の情報伝達に関する事項
7. 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
8. 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い

4. 受託者（産業廃棄物処理業）の事業の範囲

許可証の「事業の範囲」を記載

収集運搬業の場合は、積替え保管を含むか否かと、産業廃棄物の種類

処分業の場合は、中間処理（焼却、脱水、中和、破碎など）や最終処分（安定型、管理型など）の処分方法と、処分方法ごとの産業廃棄物の種類



委託契約書の記載事項（収集運搬・処分に共通）

■収集運搬・処分に共通の記載事項

1. 委託する産業廃棄物の種類及び数量
2. 委託契約の有効期間
3. 委託者が受託者に支払う料金
4. 受託者（廃棄物処理業）の事業の範囲
5. 委託者からの適正処理に必要な情報
 - ア 性状及び荷姿に関する情報
 - イ 通常の保管で、腐敗・揮発などの性状変化がある場合の情報
 - ウ 他の廃棄物との混合などにより生ずる支障などの情報
 - エ JISC0950に規定する含有マークの表示に関する事項
 - オ 石綿含有産業廃棄物、水銀含有産業廃棄物または水銀含有ばいじんなどが含まれる場合はその旨
 - カ その他取扱いの際に注意すべき事項
6. 上記5.の内容に変更があった場合の情報伝達に関する事項
7. 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
8. 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い

5. 委託者からの適正処理に必要な情報

処理する産業廃棄物の性状や取り扱う際に注意すべき事項等について、最も熟知しているのは排出事業者

だから、適正処理を行うために、排出事業者である委託者が、必要な情報を提供する必要がある。

大変に重要な記載事項



委託契約書の記載事項（収集運搬・処分に共通）

■収集運搬・処分に共通の記載事項

1. 委託する産業廃棄物の種類及び数量
2. 委託契約の有効期間
3. 委託者が受託者に支払う料金
4. 受託者（廃棄物処理業）の事業の範囲
5. 委託者からの適正処理に必要な情報
 - ア 性状及び荷姿に関する情報
 - イ 通常の保管で、腐敗・揮発などの性状変化がある場合の情報
 - ウ 他の廃棄物との混合などにより生ずる支障などの情報
 - エ JISC0950に規定する含有マークの表示に関する事項
 - オ 石綿含有産業廃棄物、水銀含有産業廃棄物または水銀含有ばいじんなどが含まれる場合はその旨
 - カ その他取扱いの際に注意すべき事項
6. 上記5.の内容に変更があった場合の情報伝達に関する事項
7. 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
8. 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い

5. 委託者からの適正処理に必要な情報

ア 性状及び荷姿に関する情報

性状は「固形状」「泥状」など

荷姿は「段ボール箱」「ドラム缶」など



委託契約書の記載事項（収集運搬・処分に共通）

■収集運搬・処分に共通の記載事項

1. 委託する産業廃棄物の種類及び数量
2. 委託契約の有効期間
3. 委託者が受託者に支払う料金
4. 受託者（廃棄物処理業）の事業の範囲
5. 委託者からの適正処理に必要な情報
 - ア 性状及び荷姿に関する情報
 - イ 通常の保管で、腐敗・揮発などの性状変化がある場合の情報
 - ウ 他の廃棄物との混合などにより生ずる支障などの情報
 - エ JISC0950に規定する含有マークの表示に関する事項
 - オ 石綿含有産業廃棄物、水銀含有産業廃棄物または水銀含有ばいじんなどが含まれる場合はその旨
 - カ その他取扱いの際に注意すべき事項
6. 上記5.の内容に変更があった場合の情報伝達に関する事項
7. 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
8. 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い

5. 委託者からの適正処理に必要な情報

イ 通常の保管で、腐敗・揮発などの性状変化がある場合の情報

腐敗による悪臭・害虫等の発生、揮発ガスの発生等により、健康被害等のおそれがあることから、通常の保管状況における性状の変化等について記載



委託契約書の記載事項（収集運搬・処分に共通）

■収集運搬・処分に共通の記載事項

1. 委託する産業廃棄物の種類及び数量
2. 委託契約の有効期間
3. 委託者が受託者に支払う料金
4. 受託者（廃棄物処理業）の事業の範囲
5. 委託者からの適正処理に必要な情報
 - ア 性状及び荷姿に関する情報
 - イ 通常の保管で、腐敗・揮発などの性状変化がある場合の情報
 - ウ 他の廃棄物との混合などにより生ずる支障などの情報
 - エ JISC0950に規定する含有マークの表示に関する事項
 - オ 石綿含有産業廃棄物、水銀含有産業廃棄物または水銀含有ばいじんなどが含まれる場合はその旨
 - カ その他取扱いの際に注意すべき事項
6. 上記5.の内容に変更があった場合の情報伝達に関する事項
7. 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
8. 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い

5. 委託者からの適正処理に必要な情報

ウ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障の情報

他の廃棄物との混合や水との接触、衝撃等によって、例えば発熱や爆発、悪臭の発生等により、健康被害や生活環境に係る支障、処理への支障等を記載



委託契約書の記載事項（収集運搬・処分に共通）

■収集運搬・処分に共通の記載事項

1. 委託する産業廃棄物の種類及び数量
2. 委託契約の有効期間
3. 委託者が受託者に支払う料金
4. 受託者（廃棄物処理業）の事業の範囲
5. 委託者からの適正処理に必要な情報
 - ア 性状及び荷姿に関する情報
 - イ 通常の保管で、腐敗・揮発などの性状変化がある場合の情報
 - ウ 他の廃棄物との混合などにより生ずる支障などの情報
 - エ JISC0950に規定する含有マークの表示に関する事項
 - オ 石綿含有産業廃棄物、水銀含有産業廃棄物または水鉛含有ばいじんなどが含まれる場合はその旨
 - カ その他取扱いの際に注意すべき事項
6. 上記5.の内容に変更があった場合の情報伝達に関する事項
7. 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
8. 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い

5. 委託者からの適正処理に必要な情報

エ JISC0950に規定する含有マークの表示に関する事項

廃パソコン、廃ユーニット型エアコン、廃テレビ受信機などの7製品について、鉛、水銀等の有害物質が含まれ、平成18年7月以降に製造された製品に表示義務



委託契約書の記載事項（収集運搬・処分に共通）

■収集運搬・処分に共通の記載事項

1. 委託する産業廃棄物の種類及び数量
2. 委託契約の有効期間
3. 委託者が受託者に支払う料金
4. 受託者（廃棄物処理業）の事業の範囲
5. 委託者からの適正処理に必要な情報
 - ア 性状及び荷姿に関する情報
 - イ 通常の保管で、腐敗・揮発などの性状変化がある場合の情報
 - ウ 他の廃棄物との混合などにより生ずる支障などの情報
 - エ JISC0950に規定する含有マークの表示に関する事項
 - オ 石綿含有産業廃棄物、水銀含有産業廃棄物または水銀含有ばいじんなどが含まれる場合はその旨
 - カ その他取扱いの際に注意すべき事項
6. 上記5.の内容に変更があった場合の情報伝達に関する事項
7. 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
8. 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い

5. 委託者からの適正処理に必要な情報

オ 石綿含有産業廃棄物、水銀含有産業廃棄物または水銀含有ばいじんなどが含まれる場合はその旨



委託契約書の記載事項（収集運搬・処分に共通）

■収集運搬・処分に共通の記載事項

1. 委託する産業廃棄物の種類及び数量
2. 委託契約の有効期間
3. 委託者が受託者に支払う料金
4. 受託者（廃棄物処理業）の事業の範囲
5. 委託者からの適正処理に必要な情報
 - ア 性状及び荷姿に関する情報
 - イ 通常の保管で、腐敗・揮発などの性状変化がある場合の情報
 - ウ 他の廃棄物との混合などにより生ずる支障などの情報
 - エ JISC0950に規定する含有マークの表示に関する事項
 - オ 石綿含有産業廃棄物、水銀含有産業廃棄物または水銀含有ばいじんなどが含まれる場合はその旨
 - カ その他取扱いの際に注意すべき事項
6. 上記5.の内容に変更があった場合の情報伝達に関する事項
7. 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
8. 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い

5. 委託者からの適正処理に必要な情報

力項 その他取扱いの際に注意すべき事項

特に生活環境保全上の支障を生ずる懸念のある化学物質を含有する産業廃棄物を委託する場合には、当該物質を有效地に処理できる処理業者を選択するとともに、委託契約書にその旨記載



委託契約書の記載事項（収集運搬・処分に共通）

■収集運搬・処分に共通の記載事項

1. 委託する産業廃棄物の種類及び数量
2. 委託契約の有効期間
3. 委託者が受託者に支払う料金
4. 受託者（廃棄物処理業）の事業の範囲
5. 委託者からの適正処理に必要な情報
 - ア 性状及び荷姿に関する情報
 - イ 通常の保管で、腐敗・揮発などの性状変化がある場合の情報
 - ウ 他の廃棄物との混合などにより生ずる支障などの情報
 - エ JISC0950に規定する含有マークの表示に関する事項
 - オ 石綿含有産業廃棄物、水銀含有産業廃棄物または水銀含有ばいじんなどが含まれる場合はその旨
 - カ その他取扱いの際に注意すべき事項
6. 上記5.の内容に変更があった場合の情報伝達に関する事項
7. 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
8. 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い

6. 上記5.の内容に変更があった場合の情報伝達に関する事項

排出事業者の排出工程等の変更により、性状の変化や腐敗、混入物の発生等が考えられるので、その性状が変化した産業廃棄物に起因して発生する事故の防止や適切に処理するために必要な情報提供について、あらかじめ伝達方法を記載



委託契約書の記載事項（収集運搬・処分に共通）

■収集運搬・処分に共通の記載事項

1. 委託する産業廃棄物の種類及び数量
2. 委託契約の有効期間
3. 委託者が受託者に支払う料金
4. 受託者（廃棄物処理業）の事業の範囲
5. 委託者からの適正処理に必要な情報
 - ア 性状及び荷姿に関する情報
 - イ 通常の保管で、腐敗・揮発などの性状変化がある場合の情報
 - ウ 他の廃棄物との混合などにより生ずる支障などの情報
 - エ JISC0950に規定する含有マークの表示に関する事項
 - オ 石綿含有産業廃棄物、水銀含有産業廃棄物または水銀含有ばいじんなどが含まれる場合はその旨
 - カ その他取扱いの際に注意すべき事項
6. 上記5.の内容に変更があった場合の情報伝達に関する事項
7. 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
8. 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い

7. 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

委託契約書にその旨記載されていれば、マニフェストで代えることが可



委託契約書の記載事項（収集運搬・処分に共通）

■収集運搬・処分に共通の記載事項

1. 委託する産業廃棄物の種類及び数量
2. 委託契約の有効期間
3. 委託者が受託者に支払う料金
4. 受託者（廃棄物処理業）の事業の範囲
5. 委託者からの適正処理に必要な情報
 - ア 性状及び荷姿に関する情報
 - イ 通常の保管で、腐敗・揮発などの性状変化がある場合の情報
 - ウ 他の廃棄物との混合などにより生ずる支障などの情報
 - エ JISC0950に規定する含有マークの表示に関する事項
 - オ 石綿含有産業廃棄物、水銀含有産業廃棄物または水銀含有ばいじんなどが含まれる場合はその旨
 - カ その他取扱いの際に注意すべき事項
6. 上記5.の内容に変更があった場合の情報伝達に関する事項
7. 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
8. 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い

8. 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い

処理が完了していない段階で契約を解除すると、未処理の廃棄物の不適正処理等が発生する可能性があるため



委託契約書の記載事項（収集運搬）

1. 運搬の最終目的地

産業廃棄物の処分や再生する場所等を運搬の最終目的地として記載

■収集運搬の場合

1. 運搬の最終目的地

2. 積替え又は保管に関する事項（収集運搬業者が積替え、保管を行う場合に限る）

- ・積替え保管場所の所在地
- ・積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類
- ・積替えのための保管上限

3. 安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否など

■処分又は再生の場合

1. 許可を受けて輸入された廃棄物を取り扱う場合には、その旨

2. 処分又は再生の場所の所在地、処分又は再生の方法及び処分又は再生の施設の処理能力

3. 最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分施設の処理能力

■添付書類

1. 許可証の写し



委託契約書の記載事項（収集運搬）

2. 積替え又は保管に関する事項 (収集運搬業者が積替え、保管を行う場合に限る)

- ・積替え保管場所の所在地
- ・積替え保管場所で保管できる
産業廃棄物の種類
- ・積替えのための保管上限

■収集運搬の場合

1. 運搬の最終目的地
2. 積替え又は保管に関する事項（収集運搬業者が積替え、保管を行う場合に限る）
 - ・積替え保管場所の所在地
 - ・積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類
 - ・積替えのための保管上限
3. 安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否など

■処分又は再生の場合

1. 許可を受けて輸入された廃棄物を取り扱う場合には、その旨
2. 処分又は再生の場所の所在地、処分又は再生の方法及び処分又は再生の施設の処理能力
3. 最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分施設の処理能力

■添付書類

1. 許可証の写し



委託契約書の記載事項（収集運搬）

3. 安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否など

安定型産業廃棄物の積替え・保管に当たって、他の廃棄物との混合による支障を防止する観点から記載

■収集運搬の場合

1. 運搬の最終目的地
2. 積替え又は保管に関する事項（収集運搬業者が積替え、保管を行う場合に限る）
 - ・積替え保管場所の所在地
 - ・積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類
 - ・積替えのための保管上限
3. 安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否など

■処分又は再生の場合

1. 許可を受けて輸入された廃棄物を取り扱う場合には、その旨
2. 処分又は再生の場所の所在地、処分又は再生の方法及び処分又は再生の施設の処理能力
3. 最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分施設の処理能力

■添付書類

1. 許可証の写し



委託契約書の記載事項（処分又は再生）

1. 許可を受けて輸入された廃棄物を取り扱う場合には、その旨

環境大臣の許可を受けて輸入されたものである場合

■収集運搬の場合

1. 運搬の最終目的地
2. 積替え又は保管に関する事項（収集運搬業者が積替え、保管を行う場合に限る）
 - ・積替え保管場所の所在地
 - ・積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類
 - ・積替えのための保管上限
3. 安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否など

■処分又は再生の場合

1. 許可を受けて輸入された廃棄物を取り扱う場合には、その旨
2. 処分又は再生の場所の所在地、処分又は再生の方法及び処分又は再生の施設の処理能力
3. 最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分施設の処理能力

■添付書類

1. 許可証の写し



委託契約書の記載事項（処分又は再生）

2. 処分又は再生の場所の所在地、処分又は再生の方法及び処分又は再生の施設の処理能力

■収集運搬の場合

1. 運搬の最終目的地
2. 積替え又は保管に関する事項（収集運搬業者が積替え、保管を行う場合に限る）
 - ・積替え保管場所の所在地
 - ・積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類
 - ・積替えのための保管上限
3. 安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否など

■処分又は再生の場合

1. 許可を受けて輸入された廃棄物を取り扱う場合には、その旨
2. 処分又は再生の場所の所在地、処分又は再生の方法及び処分又は再生の施設の処理能力
3. 最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分施設の処理能力

■添付書類

1. 許可証の写し



委託契約書の記載事項（処分又は再生）

3. 最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分施設の処理能力

■収集運搬の場合

1. 運搬の最終目的地
2. 積替え又は保管に関する事項（収集運搬業者が積替え、保管を行う場合に限る）
 - ・積替え保管場所の所在地
 - ・積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類
 - ・積替えのための保管上限
3. 安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否など

■処分又は再生の場合

1. 許可を受けて輸入された廃棄物を取り扱う場合には、その旨
2. 処分又は再生の場所の所在地、処分又は再生の方法及び処分又は再生の施設の処理能力
3. 最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分施設の処理能力

■添付書類

1. 許可証の写し



委託契約書の添付書類

4. 許可証の写し

■収集運搬の場合

1. 運搬の最終目的地
2. 積替え又は保管に関する事項（収集運搬業者が積替え、保管を行う場合に限る）
 - ・積替え保管場所の所在地
 - ・積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類
 - ・積替えのための保管上限
3. 安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否など

■処分又は再生の場合

1. 許可を受けて輸入された廃棄物を取り扱う場合には、その旨
2. 処分又は再生の場所の所在地、処分又は再生の方法及び処分又は再生の施設の処理能力
3. 最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分施設の処理能力

■添付書類

1. 許可証の写し



委託契約書の記載事項（まとめ）

■収集運搬・処分に共通の記載事項

1. 委託する産業廃棄物の種類及び数量
2. 委託契約の有効期間
3. 委託者が受託者に支払う料金
4. 受託者（廃棄物処理業）の事業の範囲
5. 委託者からの適正処理に必要な情報
 - ア 性状及び荷姿に関する情報
 - イ 通常の保管で、腐敗・揮発などの性状変化がある場合の情報
 - ウ 他の廃棄物との混合などにより生ずる支障などの情報
 - エ JISC0950に規定する含有マークの表示に関する事項
 - オ 石綿含有産業廃棄物、水銀含有産業廃棄物または水銀含有ばいじんなどが含まれる場合はその旨
 - カ その他取扱いの際に注意すべき事項
6. 上記5.の内容に変更があった場合の情報伝達に関する事項
7. 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
8. 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い

■収集運搬の場合

1. 運搬の最終目的地
2. 積替え又は保管に関する事項（収集運搬業者が積替え、保管を行う場合に限る）
 - ・積替え保管場所の所在地
 - ・積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類
 - ・積替えのための保管上限
3. 安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否など

■処分又は再生の場合

1. 許可を受けて輸入された廃棄物を取り扱う場合には、その旨
2. 処分又は再生の場所の所在地、処分又は再生の方法及び処分又は再生の施設の処理能力
3. 最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分施設の処理能力

■添付書類

1. 許可証の写し



委託基準（再掲）

■ 【令第6条の2】法第12条第6項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

事前に

委託基準

- 一 産業廃棄物の運搬にあつては、委託しようとする産業廃棄物の運搬が事業の範囲に含まれている収集運搬業者に委託すること。
- 二 産業廃棄物の処分にあつては、委託しようとする産業廃棄物の処分が事業の範囲に含まれている処分業者に委託すること。
- 三 (略) 輸入廃棄物
- 四 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。（抜粋、全文は次ページ）

五 委託契約書をその契約の終了の日から5年間保存すること。

六 (略) 再委託承諾



委託契約のまとめ

委託契約は、廃棄物処理法に定められた
排出事業者が守るべき委託基準

事前に

運搬と処分をそれぞれ

書面

記載事項を細かく規定

添付書類（許可証の写し）

5年保存

どんな少量でも、1回だけでも、例外はない

委託契約書の不備は、委託基準違反となり、
排出事業者に罰則（廃棄物処理法違反）



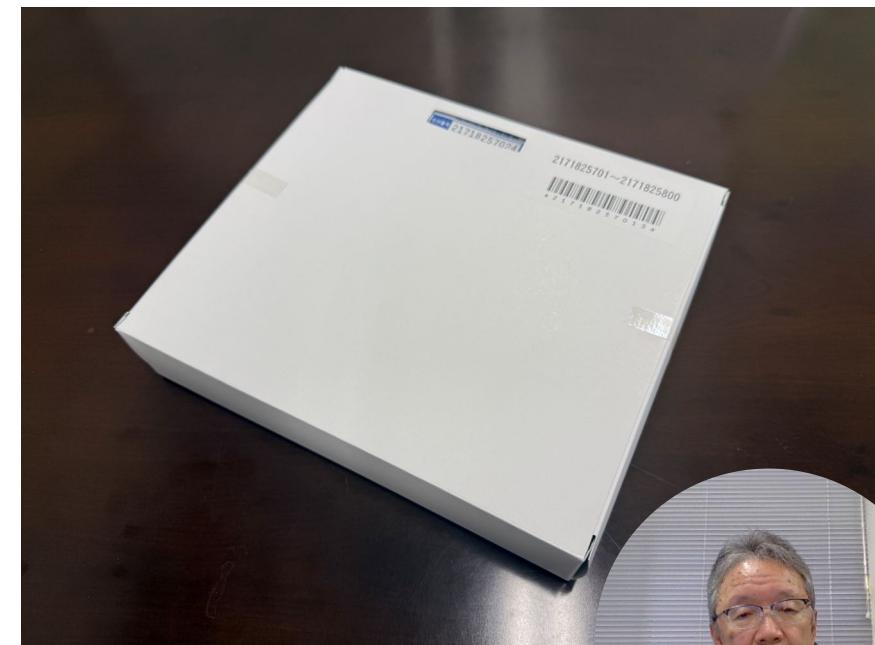
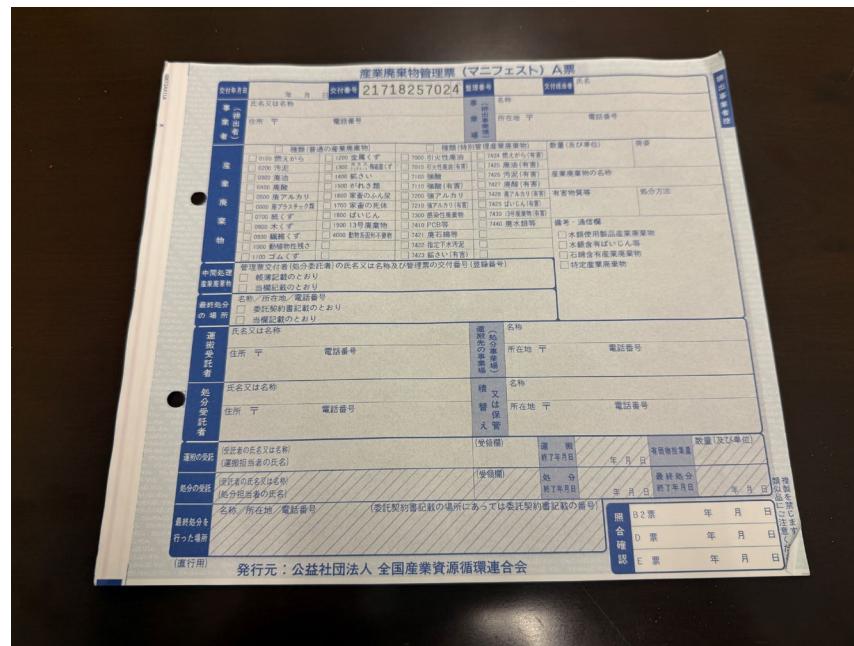
廃棄物処理法における委託契約とマニフェスト制度

マニフェスト制度



マニフェスト制度

- マニフェスト制度とは、排出事業者が、処理業者に委託した産業廃棄物が委託契約書どおりに引き渡され、適正な処理が確保されていることの確認を目的とした制度



マニフェスト制度経緯

- 平成2年(1990年) 厚生省(現環境省)の行政指導
- 平成5年(1993年) 特別管理産業廃棄物に義務付け
- 平成10年(1998年) すべての産業廃棄物に義務付け
- 同年(1998年) 電子マニフェスト導入
- 昭和46年(1971年)に廃棄物処理法が施行されてから27年後にしてすべての産業廃棄物にマニフェストが義務付けられ、今年が27年目



廃棄物処理法におけるマニフェスト制度

- 法第12条 事業者の処理
 - ・ 全第13項
- 法第12条の2 事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理
 - ・ 全第14項
- 法第12条の3 産業廃棄物管理票（マニフェスト） 
 - ・ 全11項
- 法第12条の4 虚偽の管理票の交付等の禁止
 - ・ 全4項
- 法第12条の5 電子情報処理組織の使用（電子マニフェスト）
 - ・ 全12項
- 法第12条の6 勧告及び命令（マニフェスト関係）
 - ・ 全3項
- 法第12条の7 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例
 - ・ 全11項



「マニフェスト」

- 「マニフェスト」とは、条文では「産業廃棄物管理票」または単に「管理票」のこと
- 条文に「マニフェスト」という言葉は1つもない
- 「電子マニフェスト」とは、「情報処理センターへの登録」

電子マニフェスト

→ 産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/douga/index.html>



紙マニフェストの記入方法と運用

- 「法律研修コース（排出事業者向け）」の中で丁寧に解説していますので、ぜひそちらをご覧ください。



法第12条の3第1項

(産業廃棄物管理票)

法第12条の3

その事業活動に伴い**産業廃棄物を生ずる事業者**（中間処理業者を含む。）は、その**産業廃棄物**（中間処理産業廃棄物を含む。第12条の5第1項及び第2項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合（環境省令で定める場合を除く。）には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る**産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者**（当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあつては、その処分を受託した者）に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した**産業廃棄物管理票**（以下単に「**管理票**」という。）を交付しなければならない。



環境省令で定める場合

（産業廃棄物管理票の交付を要しない場合）

規則第8条の19

法第12条の3第1項（法第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 市町村又は都道府県（法第11条第二項又は第三項の規定により産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分をその事務として行う場合に限る。）に産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合
- 二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第二十条第二項の規定により国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者（廃油（同法第三条第十三号に規定する廃油をいう。以下この号及び第十一号において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分を行う場合に限る。）に廃油の運搬又は処分を委託する場合
- 三 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者に当該産業廃棄物のみの運搬又は処分を委託する場合
- 四 法第十五条の四の二第一項の認定を受けた者（資源として利用することが可能な金属に係る当該認定を受けた者を除く。）に当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬又は処分を委託する場合
- 五 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬又は処分を業として行う者（同条第二項第二号に規定する者である者に限る。）を含む。）に当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬又は処分を委託する場合
- 六 第九条第二号の指定を受けた者に当該指定に係る産業廃棄物のみの運搬を委託する場合
- 七 第十条の三第二号の指定を受けた者に当該指定に係る産業廃棄物のみの処分を委託する場合
- 八 国（産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分をその業務として行う場合に限る。）に産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合
- 九 運搬用パイプライン及びこれに直結する処理施設を用いて産業廃棄物の運搬及び処分を行う者に当該産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合
- 十 産業廃棄物の輸出に係る運搬を行う者に本邦から輸出の相手国までの産業廃棄物の運搬を委託する場合
- 十一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第二十条第一項の規定により国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者（廃油の収集若しくは運搬又は処分を行う場合に限る。）に同法第九条第三項に規定する外国船舶（専ら本邦の各港間又は港のみを航行するものを除く。）において生じた廃油の運搬又は処分を委託する場合



マニフェストの交付を要しない場合

主なもの4つ

- 市町村又は都道府県に産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合（第一号）
- 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集運搬、処分を業として行う者に運搬又は処分を委託する場合（第三号）
- 環境大臣より再生利用認定、広域的処理認定を受けた者に、認定に係る産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合（第四号、第五号）
- 再生利用に関する都道府県知事の指定を受けた者に当該指定に係る運搬又は処分を委託する場合（第六号、第七号）



環境省令で定めることろ

(産業廃棄物管理票の交付)

規則第8条の20 管理票の交付は、次により行うものとする。

- 一 当該産業廃棄物の種類ごとに交付すること。
- 二 引渡しに係る当該産業廃棄物の運搬先が二以上である場合にあつては、運搬先ごとに交付すること。
- 三 当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び受託者の氏名又は名称が管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。
- 四 中間処理業者（次号に規定する場合を除く。）にあつては、次条第1項第8号及び第9号に規定する事項について、交付又は回付された当該産業廃棄物に係るすべての管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。
- 五 中間処理業者（当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者である場合に限る。）にあつては、次条第1項第八号及び第十号に規定する事項について、当該産業廃棄物に係るすべての第8条の31の5第三号の規定による通知に係る事項と相違がないことを確認の上、交付すること。



マニフェストの記載事項

(管理票の記載事項)

規則第8条の21

法第12条の3第1項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 管理票の交付年月日及び交付番号
 - 二 氏名又は名称及び住所
 - 三 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
 - 四 管理票の交付を担当した者の氏名
 - 五 運搬又は処分を受託した者の住所
 - 六 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地
 - 七 産業廃棄物の荷姿
 - 八 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
 - 九 中間処理業者（次号に規定する場合を除く。）にあつては、交付又は回付された当該産業廃棄物に係る管理票を交付した者の氏名又は名称及び管理票の交付番号
 - 十 中間処理業者（当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者である場合に限る。）にあつては、当該産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び第八条の三十一の五第三号に規定する登録番号
 - 十一 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量
 - 十二 電子情報処理組織使用義務者が第八条の三十一の四各号のいずれかに該当して管理票を交付した場合には、その理由
- 2 管理票の様式は、様式第二号の十五によるものとする。

法第12条の3第1項

、、、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項、、、



マニフェストの様式（規則）

様式第二号の十五（第八条の二十一関係）（平17環省令17・全改、平18環省令23・一部改正、平23環省令1・旧様式第二号の六線下、平29環省令10・平30環省令2・令元環省令2・令2環省令9・令2環省令31・一部改正）

産業廃棄物管理票					
交付年月日	年 月 日	交付番号	交付担当者	氏名	
事 業 者	氏名又は名称		事 業 場	名称	
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号	
産業廃棄物	種類			数量	荷姿
中間処理産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）				
最終処分の場所	所在地				
運搬受託者	氏名又は名称		運搬先の事業場	名称	
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号	
処分受託者	氏名又は名称		積替え又は保管	所在地 〒 電話番号	
	住所 〒 電話番号				
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	受領欄	運搬終了年月日	年 月 日	有価物拾集量
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	受領欄	処分終了年月日	年 月 日	最終処分終了年 月 日
最終処分を行った場所	所在地				



全国産業資源循環連合会のマニフェスト

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

支払年月	年 月	支払番号	21718257024	登録番号	支払担当者
事業者	所在地	名称	所在地	電話番号	登録事務局
産業廃棄物	業場	種類(普通の産業廃棄物)	種類(特別管理産業廃棄物)	数量(及び単位)	荷役
		<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)
		<input type="checkbox"/> 0200 油汚	<input type="checkbox"/> 1300 フラクス、陶器くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有)
		<input type="checkbox"/> 0300 垃圾	<input type="checkbox"/> 1400 紙くず	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 紙くず(有)
		<input type="checkbox"/> 0400 糞油	<input type="checkbox"/> 1500 かれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有)	産業廃棄物の名称
		<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 廃酸のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有)
		<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 廃アセチル化物	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有)	有害物質等
		<input type="checkbox"/> 0700 廃木くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7220 廃油性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7428 強アルカリ(有)
		<input type="checkbox"/> 0800 廃木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PVC等	<input type="checkbox"/> 7429 廃油等
		<input type="checkbox"/> 0900 廃機械くず	<input type="checkbox"/> 2000 動植物系廃棄物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石鹼等	備考・通信欄
		<input type="checkbox"/> 1000 動植物系廃棄物	<input type="checkbox"/> 2100 動植物系不燃物	<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥	<input type="checkbox"/> 大額使用製品産業廃棄物
		<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/> 2200 廃油(有)	<input type="checkbox"/> 7423 糠い(有)	<input type="checkbox"/> 大額含有産業廃棄物
					<input type="checkbox"/> 特定産業廃棄物
中間処理	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)				
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 印鑑記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり				
最終処分の場所	<input type="checkbox"/> 名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり				
運搬受託者	<input type="checkbox"/> 氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 住所 〒 電話番号				
処分受託者	<input type="checkbox"/> 氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 住所 〒 電話番号				
運搬の委託	<input type="checkbox"/> (受領欄) <input type="checkbox"/> 運搬 (受領者氏名) (運搬担当者の氏名) <input type="checkbox"/> 年 月 日				
処分の委託	<input type="checkbox"/> (受領欄) <input type="checkbox"/> 処分 (受領者氏名) (処分担当者の氏名) <input type="checkbox"/> 年 月 日				
最終処分を行った場所	<input type="checkbox"/> 名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)				

(直行用) 発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) B1票

支払年月	年 月	支払番号	21718257024	登録番号	支払担当者
事業者	所在地	名称	所在地	電話番号	登録事務局
産業廃棄物	業場	種類(普通の産業廃棄物)	種類(特別管理産業廃棄物)	数量(及び単位)	荷役
		<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有)
		<input type="checkbox"/> 0200 油汚	<input type="checkbox"/> 1300 フラクス、陶器くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有)
		<input type="checkbox"/> 0300 垃圾	<input type="checkbox"/> 1400 紙くず	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 紙くず(有)
		<input type="checkbox"/> 0400 糞油	<input type="checkbox"/> 1500 かれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有)	産業廃棄物の名称
		<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 廃酸のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有)
		<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 廃アセチル化物	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有)	有害物質等
		<input type="checkbox"/> 0700 廃木くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7220 廃油性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7428 強アルカリ(有)
		<input type="checkbox"/> 0800 廃木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PVC等	<input type="checkbox"/> 7429 廃油等
		<input type="checkbox"/> 0900 廃機械くず	<input type="checkbox"/> 2000 動植物系廃棄物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石鹼等	備考・通信欄
		<input type="checkbox"/> 1000 動植物系廃棄物	<input type="checkbox"/> 2100 動植物系不燃物	<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥	<input type="checkbox"/> 大額使用製品産業廃棄物
		<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/> 2200 廃油(有)	<input type="checkbox"/> 7423 糠い(有)	<input type="checkbox"/> 大額含有産業廃棄物
					<input type="checkbox"/> 特定産業廃棄物
中間処理	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)				
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 印鑑記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり				
最終処分の場所	<input type="checkbox"/> 名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり				
運搬受託者	<input type="checkbox"/> 氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 住所 〒 電話番号				
処分受託者	<input type="checkbox"/> 氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 住所 〒 電話番号				
運搬の委託	<input type="checkbox"/> (受領欄) <input type="checkbox"/> 運搬 (受領者氏名) (運搬担当者の氏名) <input type="checkbox"/> 年 月 日				
処分の委託	<input type="checkbox"/> (受領欄) <input type="checkbox"/> 処分 (受領者氏名) (処分担当者の氏名) <input type="checkbox"/> 年 月 日				
最終処分を行った場所	<input type="checkbox"/> 名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)				

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会



法第12条の3第2項

2 前項の規定により管理票を交付した者（以下「管理票交付者」という。）は、当該管理票の写しを当該交付をした日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

（管理票交付者が交付した管理票の写しの保存期間）

規則第8条の22 法第12条の3第2項の環境省令で定める期間は、五年とする。



法第12条の3第3項

3 産業廃棄物の運搬を受託した者（以下「運搬受託者」という。）は、当該運搬を終了したときは、第1項の規定により交付された管理票に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に、管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該産業廃棄物について処分を委託された者があるときは、当該処分を委託された者に管理票を回付しなければならない。

（運搬受託者の記載事項）

規則第8条の22 法第12条の3第3項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称
- 二 運搬を担当した者の氏名
- 三 運搬を終了した年月日
- 四 積替え又は保管の場所において受託した産業廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集を行った場合には、**拾集量**

（運搬受託者の管理票交付者への送付期限）

規則第8条の23 法第12条の3第3項の環境省令で定める期間は、**運搬を終了した日から十日**とする。



法第12条の3第4項

4 産業廃棄物の処分を受託した者（以下「処分受託者」という。）は、当該処分を終了したときは、第1項の規定により交付された管理票又は前項後段の規定により回付された管理票に環境省令で定める事項（当該処分が最終処分である場合にあつては、当該環境省令で定める事項及び最終処分が終了した旨）を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理票が同項後段の規定により回付されたものであるときは、当該回付をした者にも当該管理票の写しを送付しなければならない。

（処分受託者の記載事項）

規則第8条の24 法第12条の3第4項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称
- 二 運搬を担当した者の氏名
- 三 運搬を終了した年月日
- 四 当該処分が最終処分である場合にあつては、当該最終処分を行つた場所の所在地

（処分受託者の管理票交付者への送付期限）

規則第8条の25 法第12条の3第4項の環境省令で定める期間は、**処分を終了した日から十日**とする。



法第12条の3第5項

5 処分受託者は、前項前段、この項又は第12条の5第6項の規定により当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、環境省令で定めるところにより、第1項の規定により交付された管理票又は第3項後段の規定により回付された管理票に最終処分が終了した旨を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。

(処分受託者の管理票交付者への管理表の写しの送付)

規則第8条の25の2 処分受託者は、法第12条の3第4項前段若しくは第5項又は第12条の5第6項の規定により最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、法第12条の3第1項の規定により交付された管理票又は同条第3項後段の規定により回付された管理票に最終処分が終了した旨、当該最終処分を行つた場所の所在地及び当該最終処分が終了した年月日を記載するとともに、当該管理票に係る全ての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを探認の上、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。

(処分受託者の管理票交付者への送付期限)

規則第8条の25の3 法第12条の3第5項の環境省令で定める期間は、**十日**とする。



法第12条の3第6項

6 管理票交付者は、前3項又は第12条の5第6項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処分が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

(管理票交付者が送付を受けた管理票の写しの保存期間)

規則第8条の26 法第12条の3第6項の環境省令で定める期間は、**五年**とする。



法第12条の3第7項

6 管理票交付者は、環境省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(管理票交付者の報告書)

規則第8条の27 法第12条の3第7項の規定による管理票に関する報告書は、産業廃棄物を排出する事業場（同一の都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市又は同法第252条の22第1項に規定する中核市にあつては、市）の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が二以上ある場合には、当該二以上の事業場を一の事業場とする。）ごとに、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の一年間において交付した管理票の交付等の状況に関し、様式第三号により作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。



法第12条の3第7項

6 管理票交付者は、環境省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

様式第三号（第八条の二十七関係）（平18環省令35・企改、平23環省令1・平29環省令12・令元環省令2・令3環省令9・一部改正）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（ 年度）

年 月 日

都道府県知事
（市長）

報告者

住 所
氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事 業 場 の 名 称		業 種							
事 業 場 の 所 在 地		電話番号							
番 号	産業廃棄物 の種類	排出量(t)	管理票の交 付枚数	運搬受託者 の許可番号	運搬受託者 の氏名又は 名称	運搬先の住 所	処分受託者 の許可番号	処分受託者 の氏名又は 名称	処分場所の 住所
1									
2									
3									
4									

備考

規則様式第三号

産業廃棄物管理票 交付等状況報告書

前年度分を毎年
6月30日までに
県に提出



法第12条の3第8項

- 8 管理票交付者は、環境省令で定める期間内に、第3項から第5項まで若しくは第12条の5第6項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、これらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき、又は第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の3の2第3項（第14条の6において準用する場合を含む。）、第14条の4第13項若しくは第14条の5第4項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。

（管理票の写しの送付を受けるまでの期間）

規則第8条の28 法第12条の3第8項の環境省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 法第12条の3第3項前段又は第4項前段の規定による管理票の写しの送付 管理票の交付の日から**90日**（特別管理産業廃棄物に係る管理票にあつては、**60日**）
- 二 法第12条の3第5項又は第12条の5第6項の規定による最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付 管理票の交付の日から**180日**

（管理票交付者が講ずべき措置）

規則第8条の29 管理票交付者は、法第12条の3第8項に規定するときは、**生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置**を講ずるとともに、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに、様式第四号による**報告書を都道府県知事に提出するもの**とする。



法第12条の3第9項

9 運搬受託者は、第3項前段の規定により管理票の写しを送付したとき（同項後段の規定により管理票を回付したときを除く。）は当該管理票を当該送付の日から、第4項後段の規定による管理票の写しの送付を受けたときは当該**管理票の写し**を当該送付を受けた日から、それぞれ環境省令で定める期間保存しなければならない。

（運搬受託者の管理票等の保存期間）

規則第8条の30 法第12条の3第9項の環境省令で定める期間は、**五年**とする。



法第12条の3第10項

10 処分受託者は、第4項前段、第5項又は第12条の5第6項の規定により管理票の写しを送付したときは、当該**管理票**を当該送付の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

(処分受託者の管理票の保存期間)

規則第8条の30の2 法第12条の3第10項の環境省令で定める期間は、**五年**とする。



法第12条の3第11項

11 前各項に定めるもののほか、管理票に関し必要な事項は、環境省令で定める。



廃棄物処理法における委託契約とマニフェスト制度

最近の埼玉県のトピック



最近の埼玉県のトピック

- ①更新講習修了証の**有効期間が5年間になりました**
- ②既存の許可業者が「処理能力アップ」や「事業所追加」をする場合の手続が**変更許可**から**変更届**になりました



更新講習修了証の有効期間が5年間になりました

令和8年(2025年)1月1日から適用

【県通知】

産業廃棄物収集運搬業（処分業）、特別管理産業廃棄物収集運搬業（処分業）の更新申請時に添付していただく公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会修了証（更新課程）の有効期間について現行の2年間から5年間に変更する。

表 産業廃棄物処理業の申請の種類と講習会の種類、有効期間

申請の種類	産業廃棄物処理業講習会		特別管理産業廃棄物処理業 講習会	
	新規課程	更新課程	新規課程	更新課程
新規許可申請	○ (5年間)	× (※2)	○ (5年間)	×
更新許可申請	○ (5年間)	○ (2年間 →5年間)	○ (5年間)	○ (2年間 →5年間)

※1 申請日を起算とし、有効な期間を（ ）に記しています。

さいたま市、
川越市、
越谷市、
川口市も
同様の取扱



トピック①

更新講習修了証の有効期間が5年間になりました

令和8年(2025年)8月1日から適用

更新講習修了証の有効期間が5年間になると、どのような場合に影響があるのか？



複数の都道府県で許可を取得している場合

2年ごとに更新講習を受けていた

5年ごとに新規講習を受けていた



5年ごとに更新講習を受ければよい



更新講習修了証の有効期間が5年間になりました

令和8年(2025年)8月1日から適用

つまり、埼玉県だけが5年間になっても影響はほとんどない

多くの都道府県が5年間となることでメリットが大きくなる

- 全国的には、129自治体のうち25自治体（主に中部・関西地域）が「5年間」としている。（JWセンター2025年度アンケート）
- 今年度、埼玉県と県内政令市4市が「5年間」となり、全国129自治体のうち30自治体が「5年間」となる見込み。

今回の埼玉県の運用変更は、当協会からの要望に応じたものです。
当協会は関東各都県協会にも働きかけを行っています。



全都道府県で5年間としたい



トピック②

「処理能力アップ」や「事業場追加」をする場合 の手続が変更許可から変更届に

令和7年(2025年)1月21日から運用

■収集運搬業

変更内容	変更前	変更後
事業場の追加・拡大	変更許可【事前協議あり】 (隣地同意必要(工専は不要)・追加は周辺同意必要(説明会可))	変更届【事前協議あり】 (隣地同意必要(工専は不要)・追加は周辺同意必要(説明会可))
保管能力の増大		変更届【事前協議あり】 (隣地同意不要・周辺同意必要(説明会可))
品目追加	周辺同意必要(工専は説明会可))	変更許可【事前協議なし】(隣地同意不要、周辺同意不要)
積保「除く」から「含む」へ		変更許可【事前協議あり】(同左)

■中間処分業

変更内容	変更前	変更後
高度化法認定申請に伴う変更		変更届【事前協議なし】 (隣地同意不要、周辺同意不要)
事業場の追加・拡大	変更許可【事前協議あり】 (隣地同意必要(工専は不要)・追加は周辺同意必要(説明会可))	変更届【事前協議あり】 (隣地同意必要(工専は不要)・追加は周辺同意必要(説明会可))
処理能力の増大	周辺同意必要(工専は説明会可))	変更届【事前協議あり】 (隣地同意不要・周辺同意必要(説明会可))
品目追加 処分方法の追加・変更		変更許可【事前協議あり】 (隣地同意不要・周辺同意必要(説明会可))



「処理能力アップ」や「事業場追加」をする場合 の手続が変更許可から変更届に

令和7年(2025年)1月21日から運用

■改正の背景

- ・ 「処理能力アップ」や「事業場追加」を変更許可とする、いわゆる「埼玉ルール」の見直し
- ・ 再資源化事業等高度化法との整合性
- ・ 当協会の地区懇談会における相談事項への対応

※さいたま市、川越市、越谷市、川口市の運用については、
それぞれの市に確認してください。



お疲れさまでした

令和7年度実務担当者研修

「廃棄物処理法における委託契約とマニフェスト制度」

ご清聴ありがとうございました

